

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月16日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成30年6月4日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ高松田村店

高松市田村町字馬場167番地1 ほか

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

該当なし

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1) 意見書を提出した者

一 地元自治会

二 鶴尾校区コミュニティ協議会

(2) 意見の概要

一 地元自治会

- ① 工事の開始に当たり、近隣住民より「騒音・振動・粉塵の被害」が訴えられています。建屋の建設に於いても同様の被害が考えられます。今後の工事に当たり被害低減の方法を講じて頂きたいと思えます。

(理由)

- ・ 近隣住民の住居は、新店舗建設現場に隣接しており、粉塵の発生により洗濯物が汚れてしまい、安心して干すことができません。また、度々発生する地響き・騒音により、一日中家にいる住民にとっては、これまでの田に囲まれた静かな環境から、生活環境は一変してしまいました。丁寧な作業により、騒音・振動・粉塵の発生を抑えて頂くようお願いいたします。

- ② 平成31年より事業開始に当たり、荷さばき施設が隣家に近く、「騒音・振動・排ガス」の悪影響が心配されます。荷さばき時間が、午前6時～午後10時となっていますが、営業時間内(午前9時～午後9時)に行く等、変更をお願いいたします。

(理由)

- ・ 荷さばきに伴う、騒音・振動・排ガスが生活上大切な安らぎの時間を奪うことに繋がるものと考えます。この先長年に渡るものであることから、生活を守るために荷さばき時間の変更をお願いするものです。

- ③ 近隣住民より株式会社ニトリ様宛に要望書(覚書)が出されていますが、回答がなく、誠意が感じられません。真摯な対応をするようご指導をお願いいたします。

(理由)

- ・ 株式会社ニトリは、個人と覚書は交わさないとの方針ということですが、個人にとって要望する相手はニトリしかなく、時間をかけて作成した要望書に真摯に応ずるべきと思えます。丁寧な回答を頂けるようご指導をお願いいたします。

④ 目隠しフェンス(高さ2m)の設置

(理由)

- ・ 近隣住民の住居が隣接しており、のぞき見防止(プライバシー保護)のために、駐車場に目隠しフェンスの設置をお願いします。

⑤ 北西側建築物の窓の目隠し

(理由)

- ・ 北西側建築物は、隣家に近くプライバシー保護のために、のぞき見ができないよう窓に目隠しの設置をお願いいたします。

⑥ 農道への出入り口封鎖

(理由)

- ・隣接する農道は幅2m程度しかなく、老人は車への反応も遅く事故の発生が危惧されます。また、農道は整備が不十分で損壊部分も見受けられることから、転落の恐れもあります。ニトリ店舗に出入りするために農道を使用できないよう考慮をお願いします。

⑦ 荷さばき車両の排ガス抑制

(理由)

- ・荷さばき施設と近隣住民の住居は、隣接しており荷さばき車両の排ガスが生活環境に悪影響を及ぼす物と考えます。荷さばき時のエンジン停止、排ガス吸引装置設置等環境への悪影響を排除する方策をとるようにご指導願います。

⑧ 駐車場西端の従業員駐車場の駐車はフェンスに対面し、排気方向を東に向けるよう駐車して欲しい。

(理由)

- ・排ガスが充満し、風向きによっては近隣住民の生活環境に悪影響が出る恐れがあるため。

⑨ 廃棄物保管施設が民家に近いため、保管施設の整備・管理・清掃を十分に行い、悪臭・害虫・病原菌の発生がないように、指導をお願いします。

(理由)

- ・特に生ゴミは、悪臭・害虫・病原菌の発生の原因となるものであり、厳重な管理の基に、公害の発生を抑制して頂くよう、ご指導をお願い致します。

⑩ 稲の育成が建屋による日照不足、夜間照明により出穂遅延が発生し、従来よりも劣った場合には保証をお願いします。

(理由)

- ・近隣住民にとっての稲の作付けによる収益は、生活の根幹であります。建屋による日照不足、夜間照明での出穂遅延等により、収穫量・等級への影響が発生した場合には、保証をして頂けるようご指導をお願いいたします。

⑪ 敷地内の緑化計画。

(理由)

- ・今まで田畑等、緑の中での生活であったが、全面舗装されることにより、熱風の発生、アスファルトの蓄熱により温度の上昇が必至であります。温暖化対策で、香川県も緑化を県民に呼びかけています。近隣住民のためにも是非緑化推進に協力をお願いします。

⑫ 周辺的生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和ある街作りに貢献して頂きたい。

(理由)

- ・特に防犯対策、交通渋滞、交通経路等、安全面については、周辺・敷地内ともに地元住民として大変憂慮しているところであり、開店後も警備を重ねる等の対応を考慮するようお願いいたします。店舗の敷地内及び周辺には、農道が通っておりこの道を利用される方への安全面については、十分配慮をお願いします。近隣住民の家屋への出這入りが困難にならないようご指導をお願いします。

⑬ 地域へのCSR活動の実施をお願いします。

(理由)

- ・周辺環境として不法なゴミ等の廃棄が想定され、生活環境に悪影響を与える恐れがある為。

ニ 鶴尾校区コミュニティ協議会

① 地元自治会、水利組合等の要望事項を最大限生かす対処に努めること。

② ガードマンを常駐して安全・防犯対策を行うこと。

- ③ 峰山口交差点でのUターンを避ける進入路をチラシ等で周知するとのことであるが、現実的にはそれを無視したUターン車両が多数出現することが想定されるので、開店時やイベント開催の折りにUターン車両運転手に改善を呼びかける手だてを講じること。
- ④ 地元青少年育成白鷺会の巡視活動に協力すること。

(理由)

- ・ 四国でも最大級の交通量と死亡事故数となる峰山口交差点と上天神交差点の中間地点に立地し、今以上に混雑や事故発生等の交通環境に悪影響を与えるおそれがあるため。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年10月16日から同年11月16日まで